

## 平成30年度第4回津市公契約審議会の会議結果報告

1 会議名	平成30年度第4回津市公契約審議会
2 開催日時	平成31年3月20日(水) 午前10時から午前11時20分まで
3 開催場所	津リージョンプラザ2階 第1会議室
4 出席した者の氏名	津市公契約審議会委員 西川 源誌(会長)、奥田 正治(副会長)、田邊 三郎、 辻岡 利宏、橋本 正治、村山 篤 (事務局) 総務部長 荒木忠徳 総務部次長 奥田寛次 調達契約担当参事(兼)公共工事総合評価担当参事・調達 契約課長 家城覚 調達契約課調整・物品調達契約担当主幹 柿木伸介 調達契約課工事契約担当主幹 岩城孝 物品調達契約担当副主幹 伊藤良成 工事契約担当副主幹 岡本慎哉 工事契約担当主査 井原崇視
5 内容	(1) 労働者の対象範囲について (2) その他
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	1人
8 担当	総務部調達契約課工事契約担当 電話番号 059-229-3122 E-mail 229-3121@city.tsu.lg.jp

・議事の内容 別紙のとおり

事務局 お待たせいたしました。本日は、皆様大変お忙しい中、お集まり頂  
きまして、誠にありがとうございます。

それでは、第4回津市公契約審議会を開催させていただきますが、  
会議に先立ちまして総務部長の荒木より一言御挨拶を申し上げます。

事務局 【総務部長挨拶】

事務局 それでは、西川会長、議長として会議の進行をお願いいたします。

会長 承知しました。皆さんお忙しい中お集まりいただき、ご苦労様です。  
前回に引き続き、活発且つ円滑な議事進行にご協力いただきますよう  
お願いいたします。

なお、本日の会議は、津市の「審議会等の会議の公開に関する指針」  
に基づき公開としております。

傍聴者の方におかれましては、会議の運営を妨げるものがないよ  
う、お静かに傍聴していただくことをお願いします。

会長 それでは、議事を進めてまいります。「事項書1 労働者の対象範  
囲について」ですが、まず事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。労働者の対象範囲について説明します。

(資料1-1及び資料1-2に基づき、労働者の対象範囲について説  
明)

<概要>

・いわゆる一人親方との契約が「雇用契約」ではなく「請負」や「委  
任」の契約形態となっても、実態として労働者と同様の働き方を  
する場合には、一人親方とは取り扱われず、事業主が労災保険の加入  
手続きを行う必要があることから、「事業主が労災保険の加入手続  
きを行う必要がある一人親方」については労働者の対象範囲とするべき  
という事務局案を提案。

・同時に委員から「労働者としての一人親方」の定義について意見を  
求めた。

会長 分かりました。では、労働者の対象範囲について、何か御意見・御  
質問はありませんか。

委員 一人親方は、事業性が高いのか、労働者性が高いのかという判断は  
非常に難しいところです。一人親方の中には「元請から「一人親方労  
災保険の第2種特別加入をしないと現場に入ってもらえない」、と言  
われたので、一人親方労災保険に加入している」という実態があり  
ます。労災は本来、労働者を守るためのものですので、事業主は特  
別加入をしないと入れません。事業主は労働者ではないとの

労働局の判断ですが、一人親方の中には現場で労働者と同じ仕事をしている現実もあります。そのような状況で、一人親方が現場で怪我をした時のために、特別加入という制度が設けられています。

一人親方が現場に入るときは元請に一人親方労災加入証明書を提出します。そうすると、その現場では事業主であると判断されてしまいます。

労働者の定義とすると、元請の指揮命令下にあるかどうか、他の労働者と同じような仕事をしているかどうか、始業時間、就業時間、休憩時間が一般の労働者と同様であるかどうか等になってくるかと思えます。建設労働組合では約2,500人の組合員がいますが、そのうち約1,400人が一人親方労災に加入しています。

一人親方労災に入っているということは「親方」という名前からある程度の年齢かと思われがちですが、中学校卒業後に建設業に入ったばかりの16、17歳であっても一人親方労災に加入している場合があります。しかし、実際の現場では労働者と同じような指揮命令の元、現場で仕事をしています。

50歳代、60歳代ぐらいの方は営業所得で申告することによって所得を調整できるので、あえて一人親方を選んでいる場合もあります。一方、10歳代、20歳代の若い方は一人親方をあえて選んでいる場合はまずありません。源泉徴収をしてもらい、厚生年金・雇用保険をかけて欲しいと考えています。事業所としては、労働者を外注することで、法定福利を削減できるというメリットがあります。例えば、労災はメリット制を導入している事業所の場合は金額が40%ぐらいは変わってきますし、雇用保険、社会保険の事業所負担をせずに見えます。また、消費税の削減も可能となります。さらに、事業所にとって負担となる労働者の源泉徴収事務の削減も可能となります。そういった中で、一人親方とされた場合、源泉徴収をされていないので、税務署に申告する際は、給与所得ではなく営業所得での申告となります。営業所得になるということは、自身で確定申告をしなければなりません。その場合、所得が290万円を超えた場合、個人事業税の対象となる可能性が出てきます。個人事業税の対象となる可能性がある場合、その方に対し、三重県県税事務所から事業主性が高いのか、労働者性が高いのかを調査するアンケートが送付されます。アンケートの内容は、事務所を持っているのかどうか、材料持ちなのか、事業専従者がいるのか、アルバイトを雇っているのか、等です。回答結果により、事業主性が高いと判断された場合は当然個人事業税の対象になりますが、資機材を全く持たず手間請だけの一人親方の場合は、個人事業税が免除される場合があります。

一人親方については、手間にはなってしまいますが、アンケートを取る等して実態を確認し、労働者性の高い一人親方については、対象労働者としていただきたいと思えます。

会長

委員の皆様、他に御意見ありませんか。

委員 一人親方の労働者性についての判断ですが、実際の働き方を確認するしかないのでは。そういった判断を元請に任せるのかどうかという問題があります。労働者性が高いかどうかを判断するためのポイントはいくつかあるので、元請がそのチェックポイントについて確認した書類を提出してもらい、最終的に市が判断すれば良いと思います。

委員 公契約条例の理念としては労働者に含めれば良いと思いますが、労働報酬下限額の対象とするかどうかは、今、言われたように個々の事案で判断すべきかと思います。

委員 労働状況台帳の提出対象者をどこで区切るかということになるかと思いますが、それを定めるためには、公契約条例の中で規定するだけではなくて、別に市で基準を設けておいて疑義のある場合は、元請に照会をかけ、その都度事前に判断する必要がありますね。

委員 判断することは難しいですね。

委員 事業所は労働状況台帳を提出する必要があるのですが、事前に「この人は台帳の提出をするべきなのか否か」を知っておかなければならないと思います。この事前確認は大変だと思いますので、市はその確認作業の煩雑さをどうすべきか考えておく必要があるのでは。

事務局 一人親方のうち、手間請労働者として働いている方については、公契約条例の対象として、定義付けが必要だと考えています。また、他自治体の事例を見ていると、「自らが提供する労務の対価を得るため、請負の契約により公契約に係る業務に従事する者」と定義されているところが多く、また、条例で定義できたとしても、委員御指摘のとおり、労働報酬下限額を試行したときに、対象とすべきか否かを市が把握できるのかどうかという問題と、把握できない場合は受注者等に把握するよう求めていくのかどうかという問題があります。

手間請労働者をどのように定義するかということと、その確認をどのように行うのかという2つの問題について引き続き御審議をお願いしたいと思います。

会長 ほかに御意見・御質問はありませんか。なければ「事項書2 その他」に移ります。

事務局から何かありますか。

事務局 はい。第3回審議会におきまして、建設工事の労働報酬下限額の試行について御理解をいただいたところですが、審議会でも御意見をいただいていた労働状況台帳の提出事務について、事務内容を改めましたので、担当が説明をいたします。

事務局 それでは、事務内容について説明させていただきます。

(資料2-1、資料2-2に基づき労働状況台帳の提出事務について説明)

<概要>

(第3回審議会に提案した事務内容との変更点について)

- ・提出回数の増加
- ・提出対象を全ての月ではなく、指定月のものに変更
- ・提出期限の延長

(提出事務の具体例を用いて説明)

・4月25日～10月31日の工事を例に、労働状況台帳の提出対象や提出期日について説明を行った。

※手間請労働者については現在の条例では定義されていないことから、今回の試行の対象外である。

会長 労働状況台帳の提出事務について何か御意見御質問はありませんか。

委員 取りまとめは受注者である元請が行うということだと思いますが、元請が下請の労働状況台帳まで取りまとめることについて、問題はないのでしょうか。国交省や県が行う賃金調査では元請と下請がいっしょに台帳を持って行きますが、別々に調査を受けるので、元請は下請の賃金調査を行いません。

試行に当たり、「元請が下請の労働状況台帳も取りまとめること」という条件で契約するというのでしょうか。

事務局 公契約条例の契約条件として、元請は労働状況台帳の取りまとめについて了承いただいた上で、契約いただくこととしていますし、また、元請が下請と契約する際には、下請に労働状況台帳の提出について了解を得た上で契約していただくこととしています。

事務局 公契約条例の中では、受注者の他、受注関係者も対象に含まれています。受注関係者には下請業者も含まれているので、下請業者に対して、拘束力があります。委員がおっしゃられたような元請が下請に対して労働上台帳を取りまとめる権限があるのかということですが、そこは判断が難しいところであります。津市としては労働状況台帳の提出について同意した上で、契約を締結することとしていますので、取りまとめは可能という判断をしています。

ただ、法律上元請が取りまとめることについて絶対に大丈夫なのかと言われると、もう少し研究が必要かと思えます。

委員 労働状況台帳は元請責任において、二次下請以降も全て調査し、取りまとめて提出するとなっています。提出対象月が減ったとしても、元請が全ての下請けまでの労働状況台帳の提出するとなれば、作成には膨大な資料、調査時間が必要かと思われそうですが、事務局ほどの程度の時間がかかると想定していますか。

事務局 工事の規模や内容にもよりますので、想定は難しいです。

委員 国交省や県の賃金調査では、下請と元請が個々に調査を受けますので、元請が下請の賃金を確認することはありません。また、労働調査は1件の工事に対して、1回で1ヶ月間の書類提示、調査です。その1ヶ月間の調査でも大変なことが、全ての工事期間ともなれば現実的にそれは大変なことです。また、仮に二次下請以降の提出した労働状況台帳に誤りがあった場合でも、元請にその責任が生じるというリスクを懸念します。実際にできる調査、簡易な調査にすべきではないかと思えます。

委員 「取りまとめ」とは、二次下請が三次下請のものを集め、一次下請が二次下請のものを集め、元請が一次下請のものを集め、元請分と合わせて提出のみを行うのでしょうか。それとも元請が集まった労働状況台帳の内容を全て確認した上で提出するのでしょうか。

事務局 元請が全ての下請の労働状況台帳を確認し、下限額を上回っていることを確認した上で、発注者に提出することが理想ですが、そこまでのことが現実的にできるかどうかについては検証が必要と思えます。

委員 試行的にやるのであれば、市が元請から全ての下請まで個々に調査、チェックして取りまとめをして、できそうか、どうするかを判断するというのも1つの方法だと思います。

事務局 今回は、前回の案から提出回数を増やし、提出量を減らしました。これで一度試行をさせていただきたいのですが、これで決まったわけではありません。何回か試行した結果、同一工事期間中は賃金が変わることはないということが確認できれば、1回だけの調査とするかもしれません。そういったことも含めて試行を行い、データを見て分析させていただきたいなと思っています。

また、先ほど委員がおっしゃられた元請の権限と条例の関係ですが、どこまでできるかですが、元請・下請の間で合意があったとして話を進めています。合意が得られない場合もあるかもしれませんので、その場合はどうするかといったことについて、研究が必要かと思えます。条例では、市は元請や下請に報告を求めることができるようになっていますが、それはあくまで市長になっていますので、元請ができるかということについては、研究していきます。

委員 元請が下請から上がってくる労働状況台帳をチェックして、労働報酬下限額が下回っていたことが判明した場合は、元請はどうすればよいのでしょうか。元請の役割はあくまで労働状況台帳を集めるだけにして、その中身の確認については市が行うべきではないのでしょうか。仮に元請が下請の中身を確認し、労働報酬下限額を下回っていること

が判明した場合は、元請から下請に対して下限額を上回るように書類を作り直すような指示がされないかが心配です。

事務局 元請は、下請契約締結時に労働報酬下限額以上の賃金を支払うことを約束してもらうこととなります。その結果、下請が労働報酬下限額を下回ったとなれば、元請・下請間の契約違反になるので、元請としても、下請の労働状況台帳についてはチェックすることになるのではないかと考えています。その結果、元請は下請に対し、適正な賃金を支払うよう適切な指導をすることは問題ありませんが、確かに委員がご指摘のとおり良くない指導をする可能性もあるかもしれません。

委員 下請契約締結時に、労働報酬下限額以上の賃金を支払うことを約束することについてはわかりましたが、それでも下請が労働報酬下限額未満の賃金を支払っていることが判明するのは、工事完成後の場合もあると思われませんが、その場合、元請はどうすれば良いのでしょうか。

事務局 元請は、下請に対し指導をしていただくこととなります。

委員 労働報酬下限額との差額を元請が支払うということでしょうか。

事務局 元請が差額を支払うわけではなく、下請に対し正しい賃金を支払うよう指導するということです。

委員 下請に支払える資金が無い場合はどうなりますか。

事務局 その場合、書類の体裁だけ整えてしまう可能性も否定できません。

事務局 元請を通じて、違反の情報が寄せられたときは、市長等は下請に対して、是正命令をしなければなりませんので、市が直接是正命令をする必要があるかと思えます。

委員 現実的ではないと思えます。元請は一次下請であれば管理できるかと思えますが、二次下請以降の全ての賃金管理はできないと思えます。

委員 難しい問題ですが、下請業者に対しては下請契約締結時に労働報酬下限額を示した通知文等を渡すというのはどうでしょうか。元請は労働報酬下限額について熟知していただいているかと思えますが、下請業者は元請ほどには理解せず、現場に入っている場合もあります。そのため、元請から下請まで共通した通知文等を渡し、労働報酬下限額について理解を深めていただく必要があるのかなと思えます。

委員 労働状況台帳に金額を書いて出されたとして、津市はどうするのでしょうか。平均をだすのか、どうするのか、提出された労働状況台帳

から得られる情報をどのように活用するかも考えて行かなければなりませんね。

委員 前回の審議会では、労働状況台帳の様式を示していただきましたが、その取りまとめの方法について議論は無かったと思います。先行自治体がどのように取りまとめをしているのかは調査していただいて、審議会でご示していただければ、取りまとめの方法について何か良い案が出てくるかもしれませんね。

事務局 先行自治体の例については、情報収集し、次回の審議会でお示しさせていただきます。

委員 資料2-2で最初の賃金が支払われた月としてA社、B社の6月分賃金が提出対象となっていますが、C社、D社の6月分賃金は提出対象ではないのでしょうか。

事務局 最初の賃金が支払われた月とは、元請・下請問わず、当該対象契約に係る最初の賃金が支払われた日が属する月となります。資料2-2では、当該工事に係る、最初の賃金は6月10日に支払われたA社の賃金となります。従って、6月中に支払われた賃金が対象となります。6月は4社とも賃金は支払われていますが、C社、D社の賃金については、公契約に従事する前の労働に対する賃金であることから、提出対象外としています。

委員 労働状況台帳は、全てを調査するわけではなく、各時点での調査ということでしょうか。

事務局 そのとおりです。

委員 労働報酬下限額は時間単価ですよ。一方、労働者は時給制の方や、日給制の方、月給制の方等、様々ですから労働状況台帳をまとめるのは大変です。試行案件として公告をした時に当該案件の入札に参加してくれる業者がいるのかどうか心配ですね。元請は入札参加前に下請に入ってもらって予定の業者から賃金の支払日等を確認するなどの打ち合わせをして、下請契約の見積もりを徴取する必要があります。これを全ての下請に対して行うとなると、膨大な事務になりますね。これらのことに時間がかかるので、公告から入札日までは通常より長めの時間が必要だと思います。

また、元請は自社の労働状況台帳であれば作成できるかと思いますが、下請が作成できるかどうかは少し心配ですので、ある程度のフォーマットがあればと思います。

委員 フォーマットがあるというのは良い案です。さらに、業者を対象とした、労働状況台帳作成事務の説明会を開催してもらえばより良い



と思います。

事務局

様々な御意見ありがとうございました。今回いただいたご提言を元に、また新たな案をお示しできればと思います。

会長

他に御意見ございますか。なければ、事務局から他に何かございますか。

(次回審議会の開催日程について提案)

- ・ 5月頃開催予定

次回の公契約審議会は5月開催とのことでよろしいでしょうか。

(意見無し)

では、次回審議会は5月ということで、日時、場所及び詳細については後日事務局から連絡をしてもらうことといたします。

他にございますか。

特に無いようですので、本日の会議はこれで終わりたいと思います。長時間にわたり、ありがとうございました。

# 平成30年度第4回津市公契約審議会事項書

平成31年3月20日（水）午前10時00分

津市リージョンプラザ2階 第1会議室

## 1 労働者の対象範囲について

## 2 その他

# 各自治体における労働者の定義

資料1-1

番号	自治体名	条例名称	労働者の定義
1	草加市	草加市公契約基本条例	<p>(定義) 第2条 (5) 労働者次に掲げる者をいう。 ア 事業者又は下請負者に雇用され、公契約に係る業務に従事する労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者(同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。)</p> <p>イ 自らが提供する労務の対価を得るため、事業者又は下請負者との請負の契約により公契約に係る業務に従事する者</p>
2	越谷市	越谷市公契約条例	<p>(定義) 第2条 (4) 労働者等次に掲げる者をいう。 ア 受注者又は受注関係者に雇用され、専ら公契約に係る業務に従事する労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者(同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。)</p> <p>イ 受注者又は受注関係者との請負の契約により公契約に係る業務に従事する者</p>
3	野田市	野田市公契約条例	<p>(定義) 第2条 (4) 請負労働者 自らが提供する労務の対価を得るために公契約に係る業務の一部についての請負の契約により当該公契約に係る業務に従事する者で次のいずれにも該当するものであって、労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者と同視すべきものとして市長が認めるもの</p> <p>ア 当該公契約に係る業務に使用する資材の調達を自ら行わない者</p> <p>イ 当該公契約に係る業務に使用する建設機械その他の機械を持ち込まない者</p>
4	我孫子市	我孫子市公契約条例	<p>(定義) 第2条 (5) 労働者等次に掲げる者(工事又は製造の請負契約における受注者又は受注関係者の現場代理人、主任技術者及び監理技術者並びに公契約に係る業務に従事する時間が1か月当たり30分未満の者を除く。)をいう。 ア 受注者又は下請負者(同居の親族のみを使用する者を除く。)に雇用され、公契約に係る業務に従事する労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者(家事使用人を除く。)</p> <p>イ 労働者派遣法に基づき公契約に係る業務に派遣される者</p> <p>ウ 自らが提供する労務の対価を得るため、受注者又は下請負者との請負契約により公契約に係る業務に従事する者</p>
5	千代田区	千代田区公契約条例	<p>(定義) 第2条 (6) 従事者公契約にかかる業務に従事する者(下請及び派遣による者を含む。)をいう。</p> <p>千代田区公契約条例施行規則 (定義) 第2条条例第2条第6号に規定する「従事者」とは、次に掲げる者をいう。 ア 労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者(同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。)</p> <p>イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)の規定により派遣される者</p> <p>ウ 自らの提供する労務の対価を得るため、受注者又は下請負者との請負の契約により業務に従事する者</p>
6	目黒区	目黒区公契約条例	<p>(定義) 第2条 (4) 労働者等次に掲げる者(区長が別に定める者を除く。)をいう。 ア 受注者又は受注関係者に雇用され、公契約に係る業務に従事する者</p> <p>イ 自らの労務の対価を得るために公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託した事業者</p>
7	世田谷区	世田谷区公契約条例	<p>(定義) 第2条 (3) 労働者次に掲げる者をいう。 ア 事業者又は下請負者に使用される者で、賃金を支払われる者 イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第2号に規定する派遣労働者であって、区の業務に従事するもの</p> <p>ウ 一人親方(自らが提供する労務の対価を得るため、事業者又は下請負者との請負契約により公契約に係る業務に従事する者をいう。)</p>
8	渋谷区	渋谷区公契約条例	<p>(定義) 第二条 四 労働者等 次に掲げる者をいう。 ア 受注者又は受注関係者(以下「受注者等」という。)に雇用され、公契約に係る業務に従事する労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第九条に規定する労働者(同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。以下同じ。)</p> <p>イ 自らが提供する労務の対価を得るため、受注者等との請負の契約により公契約に係る業務に従事する者</p>

# 各自治体における労働者の定義

資料1-1

番号	自治体名	条例名称	労働者の定義
9	足立区	足立区公契約条例	<p>(定義) 第2条 (4) 労働者等 次に掲げる者をいう。 ア 受注者又は受注関係者に雇用され、専ら当該公契約に係る業務に従事する労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者(同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。)</p> <p>イ 自らが提供する労務の対価を得るため、受注者又は前号アに規定する者との請負の契約により公契約に係る業務に従事する者</p>
10	日野市	日野市公契約条例	<p>(定義) 第2条 (4) 労働者等次に掲げる者(最低賃金法(昭和34年法律第137号)第7条に規定する者を除く。)をいう。 ア受注者又は受注関係者に雇用され、専ら公契約に係る業務に従事する労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者(同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。)</p> <p>イ自らが提供する労務の対価を得るため、第2号又は前号アに規定する者との請負の契約により公契約に係る業務に従事する者</p>
11	多摩市	多摩市公契約条例	<p>(定義) 第2条 (5) 労働者等 次に掲げる者(第5条第2号及び第3号に規定する公契約等に係る業務にあつては、満60歳以上の者を除く。)をいう。 ア 受注者又は下請負者(同居の親族のみを使用する者を除く。)に雇用され、公契約等に係る業務に従事する労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者(家事使用人を除く。)</p> <p>イ 労働者派遣法の規定により公契約等に係る業務に派遣される者</p> <p>ウ 自らが提供する労務の対価を得るため、受注者又は下請負者との請負の契約により公契約等に係る業務に従事する者</p>
12	国分寺市	国分寺市公共調達条例	<p>(定義) 第2条 (9) 労働者 次に掲げる者に該当する者をいう。 ア 受注者に雇用され、専ら公共調達に係る業務に従事する者 イ 第7号に規定する下請負を受注したもの又は第8号に規定する再委託を受託したもの(以下「下請負者等」という。)に雇用され、専ら公共調達に係る業務に従事する者 ウ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号)の規定に基づき、受注者又は下請負者等に派遣され、専ら公共調達に係る業務に従事する者</p> <p>エ 自らが提供する労務の対価を得るため、受注者又は下請負者等との契約により公共調達に係る業務に従事する者</p>
13	川崎市	川崎市契約条例	<p>(作業報酬下限額) 第7条 市長は、毎年、次の各号に掲げる契約の種類ごとに当該各号に定める者(以下「対象労働者」という。)に対して支払われるべき1時間当たりの作業報酬(賃金又は請負代金のうち規則及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する企業管理規程(以下「規則等」という。)で定めるものをいう。以下同じ。)の下限の額(以下「作業報酬下限額」という。)を定めるものとする。 (1) 予定価格600,000,000円以上の工事の請負契約(以下「特定工事請負契約」という。) 次に掲げる者であつて市が工事費の積算に用いる公共工事設計労務単価に掲げる職種に係る作業に従事するもの ア 労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者(同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。以下同じ。)であつて特定工事請負契約に係る作業に従事するもの</p> <p>イ 自らが提供する労務の対価を得るために請負契約により特定工事請負契約に係る作業に従事する者</p> <p>(2) 予定価格10,000,000円以上の業務の委託に関する契約のうち規則等で定めるもの又は地方自治法第244条の2第3項の規定により市の指定を受けたもの(以下「指定管理者」という。)と締結する公の施設の管理に関する協定(以下「特定業務委託契約」という。) 労働者であつて特定業務委託契約に係る作業に従事するもの</p>
14	相模原市	相模原市公契約条例	<p>(労働報酬下限額) 第6条 市長は、毎年、次の各号に掲げる契約の種類ごとに当該各号に定める者(以下「対象労働者」という。)に対して支払われるべき1時間当たりの労働報酬(賃金又は請負代金のうち規則で定めるものをいう。以下同じ。)の下限の額(以下「労働報酬下限額」という。)を定めるものとする。 (1) 市が発注する予定価格100,000,000円以上の工事の請負契約(以下「対象工事請負契約」という。) 次に掲げる者であつて市が工事費の積算に用いる公共工事設計労務単価に掲げる職種に係る作業に従事するもの ア 労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者(同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。以下同じ。)であつて対象工事請負契約に係る作業に従事するもの</p> <p>イ 自らが提供する労務の対価を得るために請負契約により対象工事請負契約に係る作業に従事する者</p> <p>(2) 市が発注する予定価格5,000,000円以上の業務の委託に関する契約及び労働者派遣契約のうち規則で定める契約(以下「対象業務委託契約等」という。) 労働者であつて対象業務委託契約等に係る作業に従事するもの</p>
15	厚木市	厚木市公契約条例	<p>(定義) 第2条 (5) 労働者等 次に掲げる者をいう。 ア 受注者又は受注関係者に雇用され、公契約に係る業務に従事する労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者(同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者を除く。)</p> <p>イ 自らが提供する労働の対価を得るため、受注者又は受注関係者から公契約に係る業務を請け負う者</p>

各自治体における労働者の定義

資料1-1

番号	自治体名	条例名称	労働者の定義
16	豊橋市	豊橋市公契約条例	(定義) 第2条 (7) 労働者次に掲げる者をいう。 ア 事業者 <sup>イ</sup> に雇用され、公契約に係る業務に従事する労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者(同居の親族のみを使用する事業又は事業所に使用される者及び家事使用人を除く。) <u>イ 自らが提供する労務の対価を得るため、受注者又は下請負者との請負の契約により公契約に係る業務に従事する者</u>
17	豊川市	豊川市公契約条例	(定義) 第2条 (5) 労働者次に掲げる者をいう。 ア 事業者 <sup>イ</sup> に雇用され、公契約に係る業務に従事する労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者(同居の親族のみを使用する事業又は事業所に使用される者及び家事使用人を除く。) <u>イ 自らが提供する労務の対価を得るため、受注者又は下請負者との請負の契約により公契約に係る業務に従事する者</u>
18	三木市	三木市公契約条例	(定義) 第2条 (5) 労働者等 次に掲げる者をいう。 ア 受注者又は受注関係者に雇用され、公契約に係る業務に従事する労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者(同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び最低賃金法(昭和34年法律第137号)第7条の適用を受ける者を除く。) <u>イ 自らが提供する労働の対価を得るため、受注者又は受注関係者から公契約に係る業務を請け負う者</u>
19	加西市	加西市公契約条例	(定義) 第2条 (6) 労働者等次に掲げる者をいう。 ア 受注者、又は下請負者(同居の親族のみを使用する者を除く。)に雇用され、公契約に係る業務に従事する労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者(家事使用人を除く。) イ 労働者派遣法の規定により公契約に係る業務に派遣される者 <u>ウ 自らが提供する労務の対価を得るため、受注者又は下請負者との請負の契約により公契約に係る業務に従事する者</u>
20	加東市	加東市工事等の契約に係る労働環境の適正化に関する条例	(定義) 第2条 (4) 労働者等次に掲げる者をいう。 ア 受注者又は受注関係者(以下「受注者等」という。)に雇用され、公契約等に係る業務に従事する労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者 <u>イ 自らが提供する労働の対価を得るため、受注者等から公契約等に係る業務を請け負う者</u>
21	高知市	高知市公共調達条例	(労働報酬下限額) 第7条 市長は、毎年、公共調達のうち次の各号に掲げる契約の種類ごとに当該各号に定める者(以下「対象労働者」という。)に対して支払われるべき1時間当たりの労働報酬(賃金又は請負代金のうち規則及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する企業管理規程(以下「規則等」という。)で定めるものをいう。以下同じ。)の下限の額(以下「労働報酬下限額」という。)を定めるものとする。 (1) 予定価格150,000,000円以上の工事の請負契約(以下「特定工事請負契約」という。)次に掲げる者であって市が工事費の積算に用いる公共工事設計労務単価に掲げる職種に係る作業に従事するもの ア 労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者(同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。以下同じ。)であって特定工事請負契約に係る作業に従事するもの <u>イ 自らが提供する労務の対価を得るために請負契約により特定工事請負契約に係る作業に従事する者</u>
22	直方市	直方市公契約条例	(定義) 第2条 (6) 労働者等 次に掲げる者(第5条第2号に規定する公契約等に係る業務にあつては、満60歳以上の者を除く。)をいう。 ア 受注者又は下請負者(同居の親族のみを使用する者を除く。)に雇用され、公契約等に係る業務に従事する労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者(家事使用人を除く。) イ 労働者派遣法の規定により公契約等に係る業務に派遣される者 <u>ウ 自らが提供する労務の対価を得るため、受注者又は下請負者との請負の契約により公契約等に係る業務に従事する者</u>

建設事業を営む

事業者の  
皆さまへ

**形式的には一人親方でも、  
実態として労働者である場合は、  
労働者として労災保険の適用  
を行う必要があります。**



一人親方との契約が「雇用契約」ではなくても、働き方が労働者と同様と判断された場合（※）、その方は労働者として取り扱われます。

したがって事業者が、**労災保険の加入手続きを行う必要があります。**

（※）労働者かどうかの判断についてご不明な場合は、お近くの労働基準監督署にご相談ください。

→ 詳しくは裏面の具体例をご覧ください。

## ～ 適切な労災保険の適用にご協力ください ～

労災保険は、労働者の保護を図るための制度であり、適切な保険の加入が必要です。形式上は「請負」や「委任」の契約形態となっても、

**実態として労働者と同様の働き方**をする場合には、  
一人親方とは扱われません。

その場合には、**個人で労災保険の特別加入をするのではなく、  
直接発注を受けた事業者が使用する労働者として、  
事業主が労災保険の加入手続きを行う必要**があります。



**適切に労災保険料が納付されていない場合には、事業主に、  
追徴金や給付された費用の徴収を行う可能性があります！**

労災保険のご相談は…

**お近くの労働局・労働基準監督署へ**

※ 4 ページに、お問い合わせ先の詳細がありますので、ご覧ください。

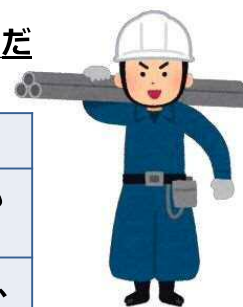


厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

# 一人親方の労働者性が認められる具体例…

大工募集の広告を見て面接を受け、**大工としてA社と「請負契約」を結んだXさん**の働き方は以下のようなものでした。

①	A社との請負期間中に <b>他社の仕事をしたことはありません</b> でした。
②	A社の現場では大工職人としての仕事のほか、ブロック工事など <b>他の仕事にも従事</b> していました。
③	勤務時間の指定はありませんでしたが、 <b>朝7:30に事務所で仕事の指示を受け、事実上17:30まで拘束</b> され、それ以降の作業には <b>手当が支給</b> されました。
④	現場監督からの報告・指示によって、A社から <b>指揮監督を受けて</b> いました。
⑤	大工道具はXさん自身の所有物でしたが、 <b>必要な資材等の調達</b> はA社が負担していました。



このケースでは、XさんとA社の間には実質的な使用従属関係があったと認められ、**XさんとA社との契約は「労働契約」であると認定**されました。**この場合、Xさんは労働者として、A社の労災保険の適用を受けることとなります。**

## 適切に労災保険に加入していないと…

### 事業主への保険料の遡及・追徴金の徴収

事業主が労災保険料等の納付を怠っていた場合は、最大2年間（3年度分）を遡（さかのぼ）って保険料の徴収を行い、併せて保険料の10%を追徴金として徴収します。

### 給付された費用の徴収

事業主が「**故意**」または「**重大な過失**」により労災保険の加入手続きを行わないときは、療養を開始した日（即死の場合は事故発生日）の翌日から**3年以内**に給付された労災給付の、全部または一部を事業主から徴収します。

\*療養補償給付および介護補償給付は除きます。

#### 労災保険の加入手続きを行わない期間中に、業務災害や通勤災害が発生した場合

##### 1：行政機関から指導等を受けたにもかかわらず、労災保険の加入手続きを行わない場合…

⇒ 事業主が「**故意**」に手続きを行わないものと認定し、当該災害に関して支給された保険給付額の**100%**を徴収します。

##### 2：1には該当しないものの、労災保険の適用事業となった時<sup>※</sup>から1年を経過してなお手続きを行わない場合…

⇒ 事業主が「**重大な過失**」により手続きを行わないものと認定し、当該災害に関して支給された保険給付額の**40%**を徴収します。

※ 労災保険の適用事業となった時とは、労働者を1人でも雇い始めたときを指します。

# 労災保険で受けられる主な給付一覧

## 療養（補償）給付

無料で治療が受けられます。



## 遺族（補償）給付

亡くなられた場合、遺族の方に年金または一時金をお支払いします。



## 休業（補償）給付

仕事に行けない日は給料の約8割をお支払いします。



「労災保険」は  
仕事上や通勤によるケガや病気に対して、必要な保険給付を行う制度です。

介護を受けている場合、その費用をお支払いします。



## 介護（補償）給付

障害が残った場合、年金または一時金をお支払いします。



## 障害（補償）給付



# お問い合わせ先一覧

## 《お近くの労働基準監督署または都道府県労働局》

都道府県労働局労働基準部労災補償課			
北海道	011(709)2311	滋賀	077(522)6630
青森	017(734)4115	京都	075(241)3217
岩手	019(604)3009	大阪	06(6949)6507
宮城	022(299)8843	兵庫	078(367)9155
秋田	018(883)4275	奈良	0742(32)0207
山形	023(624)8227	和歌山	073(488)1153
福島	024(536)4605	鳥取	0857(29)1706
茨城	029(224)6217	島根	0852(31)1159
栃木	028(634)9118	岡山	086(225)2019
群馬	027(896)4738	広島	082(221)9245
埼玉	048(600)6207	山口	083(995)0374
千葉	043(221)4313	徳島	088(652)9144
東京	03(3512)1617	香川	087(811)8921
神奈川	045(211)7355	愛媛	089(935)5206
新潟	025(288)3506	高知	088(885)6025
富山	076(432)2739	福岡	092(411)4799
石川	076(265)4426	佐賀	0952(32)7193
福井	0776(22)2656	長崎	095(801)0034
山梨	055(225)2856	熊本	096(355)3183
長野	026(223)0556	大分	097(536)3214
岐阜	058(245)8105	宮崎	0985(38)8837
静岡	054(254)6369	鹿児島	099(223)8280
愛知	052(855)2147	沖縄	098(868)3559
三重	059(226)2109		

監督署 所在地 |

検索

### 労働基準監督署の所在地一覧

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/location.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/location.html)

## 《労災保険相談ダイヤル》 0570-006031 / 受付時間 平日9:00~17:00

労災保険給付に関する一般的なご質問については、こちらでも受け付けています。

※ ご利用にあたっては、通話料がかかります（全国一律料金）。

## 《厚生労働省のホームページ》 <http://www.mhlw.go.jp>

トップページ「政策について」をクリック

→ 雇用・労働の欄の「労働基準」をクリック

→ 施策情報の「労災補償」へお進みください。

「労災保険」に関する詳しい  
情報を掲載しています。

	新	旧
提出方法	受注者(元請)がとりまとめ	受注者(元請)がとりまとめ
提出対象者	元請から下請(二次下請以降含む)労働者	元請から下請(二次下請以降含む)労働者
提出回数等	初回 ＜対象＞ 対象契約に係る最初の賃金等が支払われるべき日の属する月のもの ＜期日＞ 対象契約に係る最初の賃金等が支払われるべき日の属する月の <u>翌月の末日まで</u> ※	初回 ＜対象＞ 対象契約に係る最初の賃金等が支払われるべき日の属する月のもの ＜期日＞ 対象契約に係る最初の賃金等が支払われるべき日の属する月の <u>翌月の7営業日まで</u>
	第2回 ＜対象＞ 対象契約の <u>中間日が属する月に支払われるべき賃金等</u> ＜期日＞ <u>対象契約の中間日が属する月の翌月の末日まで</u> ※	第2回  無し
	第3回 ＜対象＞ 対象契約の <u>履行完了日が属する月に支払われるべき賃金等</u> ＜期日＞ 対象契約の <u>履行完了日が属する月の翌月の末日まで</u> ※	第2回 ＜対象＞ <u>初回提出分を除く全て</u>  ＜期日＞ 対象契約に係る最後の賃金が支払われるべき日の属する月の <u>翌月の7営業日まで</u>
その他	公契約に係るアンケート、下請契約締結時に提出が必要な労働環境の確保に係る誓約書(写)についても、受注者(元請)が取りまとめ	公契約に係るアンケート、下請契約締結時に提出が必要な労働環境の確保に係る誓約書(写)についても、受注者(元請)が取りまとめ

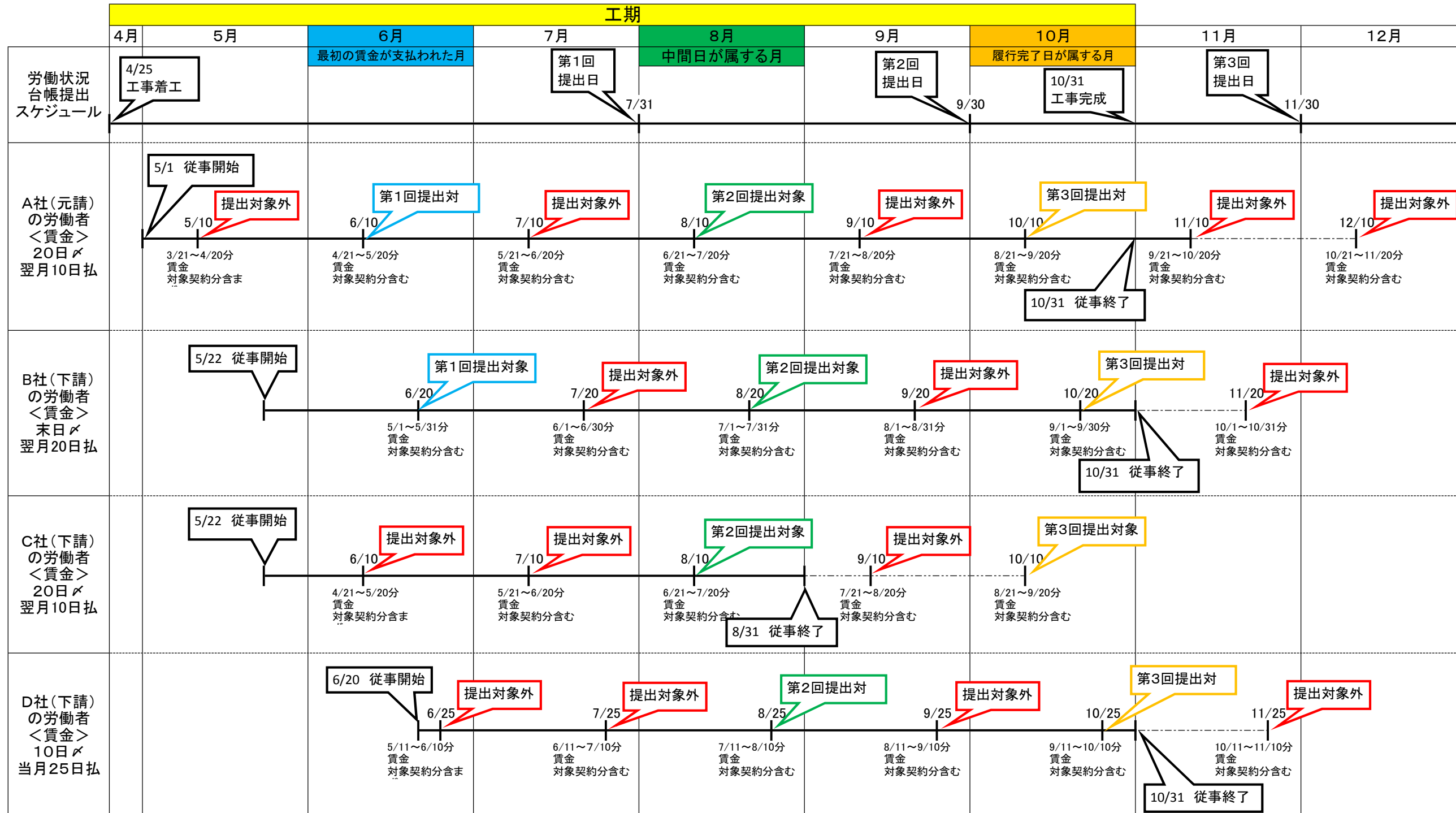
・下線部分が変更箇所  
 ※末日が市役所閉庁日の場合はその直後の閉庁日を期日とする

◎ 労働状況台帳の提出事務の例

工期: 4月25日～10月31日

工期の中間日の属する月 8月

資料2-2



	提出対象賃金	労働状況台帳提出日
第1回	対象契約に係る最初の賃金等が支払われるべき日の属する月のもの	対象契約に係る最初の賃金等が支払われるべき日の属する月の翌月の末日まで
第2回	対象契約の中間日が属する月に支払われるべき賃金等	対象契約の中間日が属する月の翌月の末日まで
第3回	対象契約の履行完了日が属する月に支払われるべき賃金等	対象契約の履行完了日が属する月の翌月の末日まで

※末日が市役所閉庁日の場合はその直後の開庁日を提出日とする

<例の場合>

	提出対象賃金	労働状況台帳提出日
第1回	6月に支払われるべきもの (C社の6月に支払われた賃金は対象契約分は含まれていないので、提出対象外)	対象契約に係る最初の賃金が6月に支払われているので、提出日は7月31日 (A社の6月10日払(4月21日～5月20日分)の賃金が最初)
第2回	中間日が属する月である8月に支払われるべきもの	対象契約の中間日が属する月は8月となるので、提出日は9月30日
第3回	履行完了日の属する月である10月に支払われるべきもの	対象契約の履行完了日の属する月は10月であるため、提出日は11月30日